

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
厚生年金関係	12 件

岩手厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 8 月 12 日は 6 万 5,000 円、17 年 8 月 12 日は 5 万 8,000 円、18 年 8 月 11 日は 5 万 4,000 円、19 年 8 月 14 日は 6 万円、20 年 8 月 14 日は 5 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 8 月 12 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日
④ 平成 19 年 8 月 14 日
⑤ 平成 20 年 8 月 14 日

申立期間①から⑤までに支給された夏季賞与から、厚生年金保険料は控除されているが、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため私の年金記録に反映されていない。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚

生年金保険料控除額から、申立期間①は6万5,000円、申立期間②は5万8,000円、申立期間③は5万4,000円、申立期間④は6万円、申立期間⑤は5万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑤までに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 8 月 12 日は 13 万円、17 年 8 月 12 日は 9 万 6,000 円、18 年 8 月 11 日は 10 万円、19 年 8 月 14 日は 11 万円、20 年 8 月 14 日は 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 8 月 12 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日
④ 平成 19 年 8 月 14 日
⑤ 平成 20 年 8 月 14 日

申立期間①から⑤までに支給された夏季賞与から、厚生年金保険料は控除されているが、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため私の年金記録に反映されていない。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細

書及び当該事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は13万円、申立期間②は9万6,000円、申立期間③は10万円、申立期間④は11万円、申立期間⑤は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑤までに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 8 月 12 日は 7 万円、17 年 8 月 12 日は 5 万 8,000 円、18 年 8 月 11 日は 5 万 4,000 円、19 年 8 月 14 日は 6 万円、20 年 8 月 14 日は 5 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 8 月 12 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日
④ 平成 19 年 8 月 14 日
⑤ 平成 20 年 8 月 14 日

申立期間①から⑤までに支給された夏季賞与から、厚生年金保険料は控除されているが、事業主が社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していなかったため私の年金記録に反映されていない。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細

書及び当該事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万円、申立期間②は5万8,000円、申立期間③は5万4,000円、申立期間④は6万円、申立期間⑤は5万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑤までに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 28 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、28 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社が保管する給与台帳により、賞与（29 万円）の支払を受け、標準賞与額（29 万円）より低い標準賞与額（28 万 2,000 円）に見合う厚生年金保険料（2 万 717 円）を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から 28 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を支払っていないことが会計簿で確認できるため、賞与支払届を提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（28万2,000円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 21 万 4,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、21 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社が保管する給与台帳により、賞与（22 万円）の支払を受け、標準賞与額（22 万円）より低い標準賞与額（21 万 4,000 円）に見合う厚生年金保険料（1 万 5,716 円）を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から 21 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を支払っていないことが会計簿で確認できるため、賞与支払届を提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（21万4,000円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 29 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、29 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

勤務先のA社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社が保管する給与台帳により、賞与（30 万円）の支払を受け、標準賞与額（30 万円）より低い標準賞与額（29 万 2,000 円）に見合う厚生年金保険料（2 万 1,432 円）を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から 29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を支払っていないことが会計簿で確認できるため、賞与支払届を提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（29万2,000円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月1日から17年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月20日から17年7月1日まで
ねんきん定期便をチェックしていたところ、A社に勤務していた期間の一部について、給料明細書に記載されている厚生年金保険料額と標準報酬月額が合わないことに気が付いた。
申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成16年8月から17年6月までの期間については、申立人が保管するA社の給料明細書及び同社が保管する申立人に係る給料計算一覧表により、申立人が、当該期間においてその主張する標準報酬月額（30万円）に見合う厚生年金保険料（2万370円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したが、納付の事実を確認できる資料は無いと回答しているところ、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」により、申立人の標準報酬月額を資格取得時から平成17年6月まで20万円と届け出

ていることが確認できることから、事業主が標準報酬月額を 20 万円として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は給料明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年7月については、給料明細書により、事業主が厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から同年6月25日まで
② 昭和29年6月25日から38年5月1日まで
③ 昭和39年6月12日から40年12月1日まで

私は、申立期間①及び②においては、A社（現在は、B社）C支社に、申立期間③においては、D社（現在は、E社）に勤務していたが、それぞれの申立期間において厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額について、申立人のA社C支社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録はいずれも一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなど不自然な点は確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者名簿等」という。）の記録によると、申立人と同学齢であった同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時決定及びその後複数回にわたる標準報酬月額の改定は、申立人とほぼ同額となっていることが確認できる上、A社C支社の従業員が提出した申立期間の一部に係る給与明細書の内容から、支給額と被保険者名簿等の記録はほぼ一致しており、厚生年金保険の控除額については、被保険者名簿等が記録している標準報酬月額から算出された保険料額であることが確認できる。

さらに、申立人の主張する給与額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級月額を上回っている。

加えて、申立人の報酬月額についてB社本社に照会したが、申立期間当時の関

係書類は保管されておらず不明と回答していることから、申立期間について、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立人の申立期間③における標準報酬月額について、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録は一致している上、標準報酬月額が遡って引き下げられているなど不自然な点は確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同日に当該事業所で厚生年金保険の資格を取得している者の厚生年金保険被保険者資格取得時決定及びその後複数回にわたる標準報酬月額の改定は、申立人とほぼ同額となっていることが確認できる。

さらに、申立人の報酬月額についてE社に照会したが、申立期間当時の関係書類は保管されておらず不明と回答していることから、申立期間について、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の主張する給与額は、申立期間当時の標準報酬月額の最高等級月額を上回っている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までについてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から63年9月30日まで
私が勤務していたA社において、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。申立期間において私の給与が引き下げられたことは無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生労働省のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和61年10月に47万円から41万円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いものの、経営状況が良好であった時期に給与が引き下げられることは考えられないとして申し立てている。

しかし、A社本社は、申立人に係る退職積立てにおける基本給の額の記録を保管しており、申立期間においても基本給が引き下げられてはいないと回答している。

また、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できないとしているものの、同社が保管している申立人に係る履歴（人事記録）によると、申立人の給与に関する等級・号俸は申立期間において減給となるような記録とはなっておらず、事務担当者は標準報酬月額の引下げは残業手当等の増減が要因として考えられると供述している。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 30 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 31 日まで大学に在学し、A市のB事業所に住み込みで4年間勤務した。勤務場所は変わらなかったが、4年間で雇用主が3回変わり、4番目の雇用主の時の厚生年金保険被保険者記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 1 日までC社、同年 7 月 1 日から 46 年 5 月 20 日までB事業所、同年 5 月 20 日から 47 年 10 月 30 日までD社において厚生年金保険の被保険者記録がある。

また、E会から提出された「記念アルバム」及び「個人別データ」の写しにより、申立人が申立期間においてA市のB事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同事業所は昭和 46 年 5 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、48 年 7 月 1 日に新規適用事業所となるまでの期間、A市において適用事業所としての記録が無い。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同日の昭和 47 年 10 月 30 日に 18 人が資格喪失しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる上、そのうち 4 人はB事業所において 48 年 7 月 1 日に資格取得が確認できるところ、1 人は「B事業所に継続して勤務していた。」と供述している。

さらに、申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入について、D社は、「当時のことを分かる者がいないため不明である。」と回答しており、申立内容を確認

することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 21 日まで
平成 21 年に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知った。
脱退手当金の請求手続きをしていないし、支給も受けていないので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、申立期間当時、退職者の希望があれば脱退手当金の説明を行い、代理請求を行っていたと思うと回答しており、事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がされているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 22 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 788

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から5年又は6年の8月まで
私は、申立期間においてA県B市にあったC社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は平成元年2月1日から2年8月31日までの期間において、申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人から提出のあった名刺に記載されている所在地及び名称が同じであるD社の登記簿によると、同社は平成14年に解散しており、また、申立期間当時の代表取締役は既に他界しており、申立人も同僚の名前を記憶していないことから、同社の厚生年金保険の加入状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

さらに、申立期間においてC社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月頃から同年 8 月頃まで
② 昭和 56 年 11 月 5 日から 57 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 59 年 10 月 31 日から 60 年 4 月 15 日まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社にそれぞれ季節労働者として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から昭和 55 年 2 月 14 日から同年 8 月 12 日までの期間において当該事業所D工場に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所D工場は昭和 42 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は当該事業所本社において厚生年金保険の適用を受けているところ、同社事務担当者は、「本社で保管している申立期間当時の給与に関する帳票によると、申立人の氏名が記載されていないことから申立人は季節工として勤務したが、当時は正社員でない者は厚生年金保険には加入していないと考えられる。」と回答している。

また、当該事業所が加入しているE厚生年金基金及びE健康保険組合に照会したが、申立人の加入記録は確認できないと回答があった。

さらに、申立人の申立期間については国民年金保険料の納付済期間と記録されている上、申立人が一緒に勤務したとする同僚も申立期間は国民年金保険料の納付済期間と記録されており、いずれの者も当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

B社に係る申立期間②については、申立人は当初はF県G市の同社の工場に勤務し、工場の移転に伴いH県I町（現在は、J市）の工場にも勤務したと供述しているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立人が保有する出稼ぎ手帳の雇入通知書欄の記録から、昭和56年11月5日から57年4月20日までの期間はF県G市にあった同社に、同年4月21日から同月29日までの期間はH県I町にあった同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は平成12年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在が不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について照会することができなかった。

また、当該事業所において厚生年金保険の事務を担当していた者は、「昭和57年3月まではK市、同年4月以降はL市の社会保険事務所(当時)で手続を行っていたが、厚生年金保険は正社員と6時間以上勤務するパートのうち希望する者を加入させており、職業安定所からの紹介で来ている季節労働者は労災保険と雇用保険のみ加入させることとしていた。」と供述している。

さらに、F県G市にあった当時の当該事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間における資格取得者は二人であり、また、H県I町の当該事業所のオンライン記録によると、同社は昭和57年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、いずれにおいても申立人の記録は見当たらない。

加えて、当該両事業所が加入していたM健康保険組合に照会したが、申立人の加入記録は確認できないと回答があった。

C社に係る申立期間③については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立人が保有する出稼ぎ手帳の雇入通知書欄の記録から昭和59年10月31日から60年4月15日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する従業員名簿には申立人の氏名が記載されているが、同一ページに記載されている申立人及び申立人が一緒に勤務したとする同僚を含む14人についてオンライン記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間における資格取得者は4人であり、申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 794

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から11年10月1日まで
ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、平成8年10月から11年9月までの標準報酬月額が会社で保管している標準報酬決定通知書と違っていることが分かった。
正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成8年9月から11年10月までは56万円と記録されていたところ、10年9月30日付けで、申立期間の全てについて、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、申立事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、社会保険料は滞納していない。遅れがちになったのは5、6年前くらいからであったと思う。また、当社の社会保険事務担当者に確認したが、申立期間については変更する前の標準報酬に基づき保険料は納めていた。」としているが、当該事務担当者は「申立期間かどうかは不明だが、保険料を今と同じように分割して支払っていたことがある。また、経費を支払うときは社長に相談していた。」と供述しているところ、年金事務所保管の申立事業所に係る債権情報によると、平成10年4月分から厚生年金保険料の滞納が発生していることが確認できる上、申立人は「一度社会保険事務所（当時）の方が来て、標準報酬月額を下げると会社の社会保険料の負担が軽くなると聞いた。」と供述していることから、標準報酬月額の減額訂正について社会保険事務所が申立事業所の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与

も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から11年10月1日まで
ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、平成8年10月から11年9月までの標準報酬月額が会社で保管している標準報酬決定通知書と違っていることが分かった。
正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成8年9月から11年10月までは36万円と記録されていたところ、10年9月30日付けで、申立期間の全てについて、遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、申立事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、社会保険料を滞納していたかはよく覚えていない。しかし、私の記憶では、標準報酬月額を引き上げたことも引き下げたこともない。」としているが、申立事業所の社会保険事務担当者は「申立期間かどうかは不明だが、保険料を今と同じように分割して支払っていたことがある。また、経費を支払うときは社長に相談していた。」と供述しているところ、年金事務所保管の申立事業所に係る債権情報によると、平成10年4月分から厚生年金保険料の滞納が発生していることが確認できる上、申立人は「一度社会保険事務所（当時）の方が来て、標準報酬月額を下げると会社の社会保険料の負担が軽くなると聞いた。」と供述していることから、標準報酬月額の減額訂正について社会保険事務所が申立事業所の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 796

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで

私は、申立期間についてA社の派遣職員としてB事業所で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険への加入について、同社の総務関係事務を継承しているグループ企業に照会したところ、申立期間当時の書類は保管しておらず不明と回答しており、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C厚生年金基金に照会したところ、申立事業所については昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで同基金に加入していることが確認できるものの、申立人の加入員記録については確認できないと回答している。

さらに、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況について照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、申立事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月頃から 51 年 5 月頃まで

私はA社B事業所が管轄するC事業所において、父の助手及びD港でのダンプ運転手として、休日も無く働いたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間の一部においてA社B事業所が管轄するC事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社本社に照会したところ、当時の関連資料が無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明としており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したところ、現場責任者であった者は、「厚生年金保険には技術者を含む正社員だけが加入しており、臨時職員、作業員は加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い上、申立期間中の昭和 46 年 3 月 1 日から 60 歳に到達して被保険者資格を喪失する平成 19 年*月*日までの間継続して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みである。

加えて、申立期間において一緒に働いていたとする申立人の両親にも厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであるこ

とが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月7日から4年7月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無かった。

給与明細書等の証拠書類は無いが、勤務していたことは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 22 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかった上、当該事業所の事業主は、「当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。もちろん厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、申立人は、当該事業所における事業主以外の同僚等の氏名を覚えていないため、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、平成3年3月1日から同年6月1日まで国民健康保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 11 月 1 日まで
社会保険庁(当時)から届いたねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが分かった。

申立期間当時、売上げも減少し、給料も下げたが現在記録されている金額までは引下げた記憶が無い。

資料として給与明細書を提出するので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 13 年 10 月から 14 年 7 月までは 50 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 30 万円と記録されていたところ、14 年 11 月 15 日付けで、申立期間のうち 13 年 10 月から 14 年 2 月までは 41 万円、同年 3 月から同年 10 月までは 9 万 8,000 円に、遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿より、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「倒産する直前の平成 13 年頃から経営状況が思わしくなく、給料も下げたが、国で管理している自分の年金記録のように極端には下げていない。また、倒産した 14 年 11 月は弁護士や債権者の対応で忙しく社会保険事務所(当時)には行った記憶がない。」としているが、年金事務所保管の当該事業所に係る滞納処分票によると、平成 14 年 11 月 14 日に事業主と面談し、申立人に係る被保険者資格喪失の届出を受理した旨の記載が確認できることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。